町田市営住宅条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

平成29年(2017年)8月28日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

## 町田市営住宅条例の一部を改正する条例

町田市営住宅条例(平成9年12月町田市条例第43号)の一部を次のように改正する。

第6条第1項第3号中「、ア、イ又はウ」を「、次」に、「ア、イ又はウに掲げる 金額」を「次に定める金額」に改め、同号ア中「身体障がい者である場合その他の特 に」を「、特に」に、「(ア)から(ク)までに掲げる者がある」を「いずれかに該当 する」に改め、同号ア(ア)中「であるもの」を「のものである場合」に改め、同号 ア(イ)中「又は」を「若しくは」に、「であるもの(知的障がいについては同程度に 相当する者)」を「又はその知的障がいの程度が当該精神障がいの程度に相当する程度 のものである場合」に改め、同号ア(ウ)中「又は18歳未満」を削り、「もの」を「場 合」に改め、同号ア(エ)中「であるもの」を「のものである場合」に改め、同号ア (オ) 中「受けている者」の次に「である場合」を加え、同号ア(カ) 中「もの」の 次に「である場合」を加え、同号ア(キ)中「規定するハンセン病療養所入所者等」 の次に「である場合」を加え、同号ア(ク)中「小学校就学の始期に達するまでの者 がある者」を「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場 合」に改め、同条第2項第2号中「まで」の次に「に規定する者」を加え、同項第4 号中「であるもの(知的障がいについては同程度に相当する者)」を「又はその知的障 がいの程度が当該精神障がいの程度に相当する程度のもの」に改め、同項第5号中「ア 又はイ」を「次」に改める。

附則

この条例は、平成29年12月1日から施行する。

改正後

改正前

## (使用者の資格)

- 第6条 市営住宅を使用することができる者 (第5号に掲げる場合にあっては、現に同居 し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出 をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ る者その他婚姻の予約者を含む。以下この条 において同じ。)を含む。)は、申込みをし た日において、次に掲げる条件を具備してい る者でなければならない。
  - (1) (2) 略
  - (3) その者の収入が<u>次</u>に掲げる場合に 応じ、それぞれ<u>次に定める金額</u>を超えない こと。
  - ア 使用者又は同居者が、特に居住の安定を図る必要があるものとして次のいずれかに該当する場合 214,000円
    - (ア) 障害者基本法(昭和45年法律 第84号)第2条第1号に規定する障 がい者でその身体障がいの程度が身体 障害者福祉法施行規則(昭和25年厚 生省令第15号)別表第5号の1級か ら4級までのいずれかに該当する程度 のものである場合
    - (イ) 障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者でその精神障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級若しくは2級に該当する程度又はその知的障がいの程度が当該精神障がいの程度に相当する程度のものである場合
    - (ウ) 使用者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上の者である場合
    - (工) 戦傷病者特別援護法(昭和38

(使用者の資格)

- 第6条 市営住宅を使用することができる者 (第5号に掲げる場合にあっては、現に同居 し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出 をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ る者その他婚姻の予約者を含む。以下この条 において同じ。)を含む。)は、申込みをし た日において、次に掲げる条件を具備してい る者でなければならない。
  - (1) (2) 略
  - (3) その者の収入が<u>ア、イ又はウ</u>に掲げる場合に応じ、それぞれ<u>ア、イ又はウに</u>掲げる金額を超えないこと。
  - ア 使用者又は同居者が<u>身体障がい者である場合その他の特に</u>居住の安定を図る必要があるものとして次の<u>(ア)から(ク)までに掲げる者がある</u>場合 214,000円
    - (ア) 障害者基本法(昭和45年法律 第84号)第2条第1号に規定する障 がい者でその身体障がいの程度が身体 障害者福祉法施行規則(昭和25年厚 生省令第15号)別表第5号の1級か ら4級までのいずれかに該当する程度 であるもの
    - (イ) 障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者でその精神障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に該当する程度であるもの(知的障がいについては同程度に相当する者)
    - (ウ) 使用者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者であるもの
    - (工) 戦傷病者特別援護法(昭和38

改正後

年法律第168号)第2条第1項に規 定する戦傷病者でその障がいの程度が 恩給法(大正12年法律第48号)別 表第1号表/2の特別項症から第6項 症まで又は同法別表第1号表/3の第 1款症に該当する程度のものである場 合

- (オ) 原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律(平成6年法律第117号) 第11条第1項の規定による厚生労働 大臣の認定を受けている者である場合
- (カ) 海外からの引揚者で本邦に引き 揚げた日から起算して5年を経過して いないものである場合
- (キ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等である場合
- (ク)同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合

イ・ウ 略

- (4) (5) 略
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
  - (1) 略
  - (2) 前項第3号ア(ア)又は(エ)から(キ)まで<u>に規定する者</u>のいずれかに該当する者
  - (3) 略

改正前

年法律第168号)第2条第1項に規 定する戦傷病者でその障がいの程度が 恩給法(大正12年法律第48号)別 表第1号表/2の特別項症から第6項 症まで又は同法別表第1号表/3の第 1款症に該当する程度であるもの

- (オ) 原子爆弾被爆者に対する援護に 関する法律(平成6年法律第117号) 第11条第1項の規定による厚生労働 大臣の認定を受けている者
- (カ) 海外からの引揚者で本邦に引き 揚げた日から起算して5年を経過して いないもの
- (キ) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
- (ク)同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある者

イ・ウ 略

- (4) (5) 略
- 2 前項第2号の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者にあっては、現に同居し、又は同居しようとする親族があることを要しない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者を除く。
  - (1) 略
  - (2) 前項第3号ア (ア) 又は (エ) から
    - (キ) までのいずれかに該当する者
  - (3) 略

## 改正後

- (4) 障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者でその精神障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度又はその知的障がいの程度が当該精神障がいの程度に相当する程度のもの
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で次のいずれかに該当するもの

ア・イ 略

(6) 略

3 • 4 略

## 改正前

- (4) 障害者基本法第2条第1号に規定する障がい者でその精神障がいの程度が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度であるもの(知的障がいについては同程度に相当する者)
- (5) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下この号において「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者でアスはイのいずれかに該当するもの

ア・イ 略

(6) 略

3 • 4 略